市川市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について

市川市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月14日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を 改正する条例

市川市が管理する市道の構造の技術的基準を定める条例(平成24年条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条第22号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加え、同号を同条第23号とし、同条中第21号を第22号とし、第15号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第14号の次に次の1号を加える。

(15) 自転車通行帯 自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる 帯状の車道の部分をいう。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転

車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者 の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前 項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転 車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通 行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりや むを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地 形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メート ルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第40条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の道路 については、改正後の第8条の2並びに第9条第1項及び第2項の規定にか かわらず、なお従前の例による。

## 理 由

道路構造令の改正を踏まえ、第3種又は第4種の市道を新設し、又は改築 する場合における自転車通行帯の設置に関する基準を定めるとともに、自転 車道の設置に関する基準を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。